

政令第九十八号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百条の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「負担金」を「第一種負担金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）

第五条の二 法第一百条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。

2 法第一百条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。

附 則

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>第一種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等</u>）</p> <p>第五条 法第百十条第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。</p> <p>2 法第百十条第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。</p> <p>（<u>第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等</u>）</p> <p>第五條の二 法第百十条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。</p> <p>2 法第百十条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。</p>	<p>（<u>負担金</u>） を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（新設）</p>